

## 該当する資格要件

該当するものいずれか1つの記号を被災宅地危険度判定士資格要件申告書の に記入し、必要な書類を添付する。

### ア 大学院等在学経験者：宅造令第17条第5号(宅造告示第1号)、都計規則第19条第1号チ(都計告示38第1号)該当

大学(短大を除く。)の大学院若しくは専攻科又は旧大学の大学院若しくは研究科に一年以上在学して土木又は建築に関する事項を専攻した後、土木、建築又は宅地開発に関する技術に関して一年以上の実務経験を有する者及び都市計画又は造園に関する事項を専攻した後、宅地開発に関する技術に関して一年以上の実務経験を有する者  
必要な添付書類 在学の期間を証明する書類(必要な場合において履修科目証明書を追加)  
実務経験証明書(様式第3号)

### イ 大学卒業生：宅造令第17条第1号、都計規則第19条第1号イ該当

大学(短大を除く。)又は旧大学で、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木、建築又は宅地開発に関する技術に関して二年以上の実務経験を有する者及び都市計画又は造園に関する課程を修めて卒業した後、宅地開発に関する技術に関して二年以上の実務の経験を有する者  
必要な添付書類 卒業証明書(必要な場合において履修科目証明書を追加)、実務経験証明書(様式第3号)

### ウ 3年課程の短期大学卒業生：宅造令第17条第2号、都計規則第19条第1号ロ該当

短大で、正規の土木又は建築の修業年限三年以上の課程(夜間を除く。)を修めて卒業した後、土木、建築又は宅地開発の技術に関して三年以上の実務経験を有する者及び都市計画又は造園の修業年限三年以上の課程(夜間を除く。)を修めて卒業した後、宅地開発に関する技術に関して三年以上の実務経験を有する者  
必要な添付書類 卒業証明書(必要な場合において履修科目証明書を追加)、実務経験証明書(様式第3号)

### エ 短期大学、高等専門学校卒業生：宅造令第17条第3号、都計規則第19条第1号ハ該当

前項以外の短大、高等専門学校又は旧専門学校で、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木、建築又は宅地開発の技術に関して四年以上の実務経験を有する者及び都市計画又は造園に関する課程を修めて卒業した後、宅地開発に関する技術に関して四年以上の実務経験を有する者  
必要な添付書類 卒業証明書(必要な場合において履修科目証明書を追加)、実務経験証明書(様式第3号)

### オ 高等学校卒業生：宅造令第17条第4号、都計規則第19条第1号ニ該当

高等学校、中等教育学校又は旧中等学校で正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木、建築又は宅地開発の技術に関して七年以上の実務経験を有する者及び都市計画又は造園に関する課程を修めて卒業した後、宅地開発に関する技術に関して七年以上の実務の経験を有する者  
必要な添付書類 卒業証明書(必要な場合において履修科目証明書を追加)、実務経験証明書(様式第3号)

### カ 認定講習会修了者：宅造令第17条第5号(宅造告示第4号)、都計規則第19条第1号ト該当

土木又は建築の技術に関して十年以上の実務の経験を有する者及び宅地開発に関する技術に関する七年以上の実務経験を有する者及び十年以上の都市計画、造園に関する実務経験を有する者で国土交通大臣の認定する講習会又は指定する講習を終了した者  
必要な添付書類 認定講習会修了証の写し、実務経験証明書(様式第3号)

指定の国家資格を有する者

### キ 技術士：宅造令第17条第5号(宅造告示第2号)、都計規則第19条第1号ホ(都計告示39)該当

技術士法(昭和32年法律第124号)における第二次試験において技術部門を建設部門とするものに合格した者及び技術部門を水道部門又は衛生工学部門とするものに合格した者で、宅地開発に関する技術に関して二年以上の実務経験を有する者  
必要な添付書類 技術士登録証の写し又は技術士第二次試験合格証明書  
実務経験証明書(様式第3号。技術部門を建設部門とする場合は不要。)

### ク 一級建築士：宅造令第17条第5号(宅造告示第3号)該当

建築士法(昭和25年法律第202号)による一級建築士の資格を有する者  
必要な添付書類 一級建築士免許証の写し

その他の資格を有する者

ケ ・建築士法による二級建築士として4年以上の実務経験を有する者

必要な添付書類 二級建築士免許証の写し、実務経験証明書(様式第3号)

・建設業法(昭和24年法律第100号)による土木、建築又は造園に関する一級施工管理の資格を有する者

必要な添付書類 一級施工管理技士(技術検定合格証明書)の写し

・建設業法による土木、建築又は造園に関する二級施工管理の資格を有し、5年以上の実務経験を有する者

必要な添付書類 二級施工管理技士(技術検定合格証明書)の写し、実務経験証明書(様式第3号)

注)この面で「宅造令」とあるのは、「宅地造成法施行令」を、「宅造告示」とあるのは、「昭和37年3月29日付建設省告示第1005号」を、「都計規則」とあるのは、「都市計画法施行規則」を、「都計告示38」とあるのは、「昭和45年1月12日付建設省告示第38号」を、「都計告示39」とあるのは、「昭和45年1月12日付建設省告示第39号」を表す。「大学」、「短大」、「高等専門学校」、「高等学校」及び「中等教育学校」とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学、短期大学、高等専門学校及び中等専門学校をいう。「旧大学」とは、旧大学令(大正7年勅令第388号)による大学をいう。「旧等中学校」とは、旧等中学校令((昭和18年勅令第36号)による中等学校をいう。「旧専門学校」とは、旧専門学校令(明治36年勅令第61号)をいう。